

防経監第7830号
26.5.30
最終改正 防官文(事)第18号
27.10.1

経理装備局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
殿

事務次官
(公印省略)

防衛省所管物品管理取扱規則（平成18年防衛庁訓令第115号）第17条第1項第3号の管理換について（通達）

防衛省所管物品管理取扱規則（平成18年防衛庁訓令第115号。以下「訓令」という。）の一部改正に伴い、防衛省所管物品管理取扱規則（平成18年防衛庁訓令第115号）第15条第2項第4号の管理換について（防経監第1412号。41.4.1）が廃止され、訓令第17条第1項第3号の「防衛大臣が定める管理換」が下記のとおり定められたので通達する。

記

災害時等緊急を要する場合における各自衛隊等間における一時管理換